

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-40
- 2 案件名 タービン復水器フィンチューブ補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)2月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件については、本市施設用に設計・製作された、重要な設備の補修で、同様設備の施工経験がないと完全な補修ができません。また、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるため、過去に施工実績のある上記の者と随意契約を行います。

7. 問合わせ先
課名：管理課 内線：8288